資料2

議題2：不正取得に係る情報開示について

市名		①不正取得による本人通知した場合の対応	②自己情報のコントロール権の及ぶ範囲の解釈	③情報公開、個人情報保護審査会への意見聴取状況
1	名古屋市	本人通知は、本人のプライバシーに十分配慮した上、原則として以下の順で行っている。 ①書面（親展）による通知（担当者あて電話連絡の依頼） ②電話による不正取得の事実の通知 ③担当者による面談の実施 ※電話での本人への情報提供の範囲は、原則不正取得の事実のみであるが、面談を希望しない方に対しては、不正取得者の氏名及び住所、申請日等を伝達している。 ※職務上請求書等の開示については、本人からの申出書の提出に基づいて行っている。	名古屋市個人情報保護条例には、「自己情報のコントロール権」という文言は明記していないが、「本市が保有する個人情報の開示、訂正,消去,利用の停止及び提供の停止を請求する権利」を明記している。 個人情報の開示については、開示請求権と個人又は法人等の第三者の権利利益及び公共の利益の保護との調和を図るため、同条例で非開示情報について定めていることから、開示請求があった場合、非開示情報に該当する情報が記録されている場合を除き、開示しなければならない。 不正取得にかかる開示請求についても、非開示情報に該当しない限り、開示する必要があると解される。	住民票の写し等が不正に取得された場合における本人通知については、平成21年10月施行の要綱に基づき実施している。 本要綱の施行にあたっては、名古屋市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護審議会へ意見を求めており、審議会から個人情報の目的外提供について、公益上必要があると認められている。
2	豊橋市	通知をした場合の当初の電話での対応については、不正取得に関する一連の経緯と不正取得事実を伝えることとなる。加害者や請求理由等を求められた場合は、不正取得の年月日及び取得者の氏名等の報道等で公開されている情報までを口頭で伝える。また、職務請求書の開示を求められた場合は、開示請求書を提出されれば開示する。	刑事事件となり裁判等において、不正取得と判断できるときには、開示請求者にとって、第三者情報となる依頼人や使者の個人情報は開示しないが、不正行為者の個人情報は開示できると考える。	不正取得に係る情報公開については、審議会へ意見を聴くことは考えていない。
3	岡崎市	通知の方法等は証明書が不正取得された場合における本人及びその他関係者の人権に十分配慮しその都度検討する。（プライム事件においては当初電話での対応時に、事件の概要及び不正取得された証明書等の種類、通数、不正取得したとされる司法書士の事務所所在地、氏名を伝え、情報提供依頼を受けた場合には職務上請求書の情報提供を行った。）	個人情報開示請求のあった場合における非開示情報以外の個人情報と同範囲（プライム事件においては、依頼者の氏名、司法書士の職印を非開示とした。）	当市においては審議会に本人通知の際に意見を聴くようには制度上なっていない。（審議会への諮問は不服申立てがあった場合）
4	一宮市	実績なし	情報開示の範囲については、法令等の裏付けが原則必要と考えます。 よって、法令等の根拠が明らかでない情報については、個々の状況を踏まえ、慎重に取扱うべきと考えます。	実績なし 審議会が開かれた場合は、開示の範囲について、意見を求めることになる。
5	瀬戸市	本市は現在、不正取得による本人通知制度を施行していません。	瀬戸市個人情報保護条例第１５条第2項第2号の規定で、開示請求者以外の個人情報でその個人の正当な利益を損なうと認められるものに該当すると思われる部分を除く範囲です。	意見等は求めていません。
6	半田市	通知していません。	通知しないため該当なし。	通知しないため該当なし。
7	春日井市	不正取得に関する要綱等は、制定されてない。	左の状況により、回答できません。	不服申立があったときに諮問することとしており、不正取得事件や個人情報開示請求では意見等は求めていない。
8	豊川市	設問の事案が生じた場合の対応について回答いたします、当市においては、まず郵送による通知で対応します。 次に、電話等で伝える場合は、次のとおりとなります。口頭で不正取得の制度概要及び交付した事実を伝えます。 文書の開示の場合は、全て開示請求書の提出をお願いしている。必ず誰がという話しになるので、その点は開示できない旨を伝え、個人情報保護及び行政中立の立場を説明しご理解いただく。主な伝達事項は次のとおりとなっている。 ・住民票写し等の交付年月日 ・交付した住民票の写し等の種別及び通数 ・交付した住民票の写し等の交付請求者の種別	豊川市個人情報保護条例第の範囲と考えている。 現行においては、あくまで開示できる情報は、その者の保有個人情報に限定される。 不正取得した者の個人情報の保護まで開示するには、単独市の取扱いだけでなく、制度全体を見直すなどが必要であると考えており、制度の限界を感じている。	開示後に不服等があれば、審査会にという運用だが、そこまでに至っていない。 現在は、個人情報保護条例所管の行政課と市民課で協議し、開示の範囲を決定してる。 よって、有効に活用はしていない状況である。
9	津島市	通知の段階では不正取得の事実のみを伝える。それ以外の情報（取得証明書の種類・通数・取得者）については、情報公開になり開示請求を行ってもらう。	不正取得、密行性が必要となさないもの、開示することで請求者の利益を侵害しないものについては開示対象と考える。開示にあたり請求者に意見書を求め、意見書により必要と判断すれば情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴き、判断する。	市民課としては、左の例もあり情報公開・個人情報保護審査会において意見を聴きたいと考えているが、情報公開を所管する総務課が、審査会は不服申し立てがあった場合に開催と考えており、過去の情報開示において審査会の意見を聴いていない。

市名		①不正取得による本人通知した場合の対応	②自己情報のコントロール権の及ぶ範囲の解釈	③情報公開、個人情報保護審査会への意見聴取状況
10	碧南市	混乱をきたすと思われるので通知はしない。 仮に開示要求（情報公開請求）があれば、申請書を受け内容を審査した上で開示（公開）の可否を決める。	自己情報コントロール権は、言葉ではあるものの明確な規定は法・条例とも無いと考える。 現状では、自己情報の開示、訂正、目的外使用の本人同意等で保護しており、これを通知、公表までに及ばせることは事務が煩雑になり現実的でないと考える。また、都合の悪い自己情報を削除して欲しい請求に関しても受けられないと解釈する。 「どこまでを開示できるか」は、個人情報保護条例上、個人識別情報と定義している全ての個人に関するデータとなると考える。 故に、本人から開示請求があれば請求どおり開示する。	開示（情報公開）請求があれば審査会に諮る。
11	刈谷市	不正取得による本人通知については現在実施しておりません。	刈谷市個人情報保護条例の規定に基づいて開示を行っています。	これまでに意見を求めた事例はありません。
12	豊田市	該当する案件がなく、実績がない。 （おそらく電話では具体的な話はせず、情報開示請求手続きを案内することになると思われる。）	現在の本市の制度では、個人に関係する部分のみが開示請求できる範囲であり、この範囲を超えた情報開示に関する相談があれば、法務課（個人情報保護審査会事務局）と相談する。	該当する案件がなく、実績がない。 （必要であれば、審査会の意見を求めることとなる。）
13	安城市	安城市では、事前の通知は行わず、文書によって通知を行った。通知の内容はプライム事件の概要、事件の構図及び職務上請求に記載されていた内容を記載した。 ※「職務上請求に記載されていた内容」については、本人からの開示請求がなされた場合に開示できる内容を記載	今回のプライム事件についての開示内容は、 １　請求日 ２　請求の種別 ３　利用目的の種別（業務の種類、具体的事由） ４　請求者の住所・氏名 としました。安城市での案件はプライム事件で立件されてはいませんが、一連の不正取得に関係する事案と判断し開示の範囲と考えます。	今回のプライム事件については、審査会の意見は求めていない。安城市個人情報保護条例第8条第3号に基づき、不正取得者の氏名が報道等により公にされているため審査会の意見を聴いていない。（事後報告）
14	西尾市	設問のような事例がない。対応するとしたら西尾市個人情報保護条例に基づく手続きが可能であることを伝える程度になるものと思われる。	西尾市個人情報保護条例第19条で定める範囲	該当なし
15	蒲郡市	1、市から本人に対して不正取得の事実の説明 （電話では、本人確認が出来ないので、加害者や請求理由等は伝えない） 2、本人が個人情報保護条例により、開示請求をする	蒲郡市個人情報保護条例の、第7条個人情報の利用及び提供の制限の範囲内で開示をする。	蒲郡市情報公開及び個人情報保護条例に添って、情報公開担当課（行政課）や審議会の意見を聞きながら開示を行う。 今現在、本市では「不正取得による本人通知」の事例はない
16	犬山市	未実施		
17	常滑市	本人通知制度は実施していない。 開示請求があった場合は、「市個人情報保護条例」に基づき開示請求書を求めている。	自己の個人情報が「いつ」「何の目的で」（「誰に」）交付されたかを把握することは、個人の権利利益を保護するうえで認められる権利であり、開示請求の権利があるか否かは交付申請書の記載内容だけではなく、交付対象の内容によって判断すべきであると考えます。	審査会において、不正請求に対する本人通知をしたかどうかのお尋ねはありましたが、本人通知制度は実施していないため、「通知はしていない」と回答しました。なお、制度実施の際には審査会の意見を聴くべきだと考えます。
18	江南市	本人通知は行っていない	自己情報の開示は、原則すべてと考えるが、そこに他人（第三者）情報が入ると開示できない部分が出てくる	本人通知を行ったことがないので、審議会の意見を聞いたことがない
19	小牧市	要綱未制定	未検討	求められていない。
20	稲沢市	該当ありません。	開示できる範囲については、個人情報保護条例に基いて対応します。	該当ありません。
21	新城市	（要領制定：平成22年3月1日）・・・・不正取得による本人通知の実績はない。 ・本人通知は次の順に従い行います。 ①書面（親展）による通知　②電話による不正取得の事実の通知　③担当者による面談実施（本人の希望その他必要と認める場合） 平成24年3月24日付け20市号外（愛知県住民基本台帳事務検討会発）で示された本人通知の方法について（例）別紙4の取扱いに準ずる。 ・開示請求については、開示請求書を提出してもらい、個人に関する情報で開示することにより当該個人の正当な利益を害すると認められるものを除いた部分を開示する。	請求できる範囲は、住民票の写し等交付申請書の文書保存期間が3年間のため、3年前までの交付申請書の開示請求は可能である。	実績無し

市名		①不正取得による本人通知した場合の対応	②自己情報のコントロール権の及ぶ範囲の解釈	③情報公開、個人情報保護審査会への意見聴取状況
22	東海市	東海市は、住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱により、事前登録制の本人通知制度を平成25年1月1日から実施していますが、不正取得時の本人通知については行っていません。 なお、第三者に、登録者に係る住民票の写し等を交付した場合は、住民票の写し等交付通知書により、住民票の写し等の交付年月日、交付した住民票の写し等の種別及び通数、交付した住民票の写し等の交付請求者の種別を通知します。 その後、必要であれば自己情報の開示請求を行っていただきますが、交付請求者に係る情報については、一切開示しません。	個人情報保護条例に基づき、情報開示が可能かどうかの判断を行い、開示の決定を行っていきます。	不正取得による本人通知については、実施していません。
23	大府市	未実施		
24	知多市	本人通知制度は実施していません。今後の実施についても、現在のところ考えていません。したがって、対応等については検討などしていません。		
25	知立市	口頭では、①不正取得に関する一連の経緯。②不正取得された日時。③不正取得者の氏名。④特定事務受任者の場合は、事務所の所在地。開示を求められた場合は、開示申請書を提出してもらう。	知立市情報公開条例及び知立市個人情報保護条例に基づき第三者情報。	実施していない。
26	尾張旭市	プライム事件では、対象者全員に文書により事件概要等の通知を行った。実際には開示請求はなかったが、対象者から職務上請求書の開示を求められたときは、尾張旭市個人情報保護条例に基づいて開示請求書を提出してもらい、開示することとしていた。	左記で通知を行う際、職務上請求書を全部開示することを検討していたが、顧問弁護士に相談したところあくまで個人情報保護条例の範囲で対応するのが望ましいとのアドバイスがあり、上記の対応（依頼人の氏名等第三者の個人情報は非開示）とした。自己情報コントロール権の範囲については、異議申立てがあれば個人情報保護審査会の中で審議されることとなる。	本人通知を行う際に、審査会に意見を求めていない。また、開示の範囲などについても審査会に対し意見を求めていない。
27	高浜市	本人通知については実施しておりません。	高浜市個人情報保護条例に基づいて行います。	該当ありません。
28	岩倉市	要綱等は制定しておらず、対応した実績もない。	できる限り本人に関する情報は公開している。	本市は、自己情報に関する情報ととらえており目的外利用とは捉えていない。 条例第23条により第三者の情報開示に対する意見を求めることはあるが、審議会に意見を聴いて判断することは考えていない。
29	豊明市	電話の対応については、本人確認が出来ないので対応しない。開示を求めてきた場合は個人情報開示請求書を提出してもらい開示できる範囲内で開示する。	個人情報保護法・豊明市個人情報保護条例により対応	現在、豊明市では本人通知を行っていません。また、開示請求の時にあらかじめ不正取得者の氏名を開示しない旨を説明している。今までに個人情報保護審議会で審議した例はありません。
30	日進市	口頭では回答していない。（条例に沿って運用。）	なし。	過去になし。
31	田原市	実績は、ありません。平成22年3月1日に「住民票の写し等が不正に取得された場合における本人通知実施要領」を定めています。当時、各市町村とも同様に定めていると思いますが、当時の要領例の解説にあるように不正取得に関する一連の経緯、不正取得された日時、不正取得者の氏名については、口頭で伝えます。ただし、職務上請求書の開示は、個人情報が記載された公文書の開示になりますので、「田原市個人情報保護条例」に基づく開示請求をしていただきます。	本人から「田原市個人情報保護条例」に基づく開示請求を受けた場合に開示する範囲が基準になると思われます。不正取得者の氏名は職務上請求である以上、開示するものであります。依頼人の氏名については、個人情報に当たり、非開示となると思われます。	実際は、個人情報保護担当課である総務課と調整を行いますが、情報を提供するのが住民票等の写し等を不正に取得された本人に対して行うものであり、目的外利用というよりも、自己の情報の開示請求として考え、本人から「田原市個人情報保護条例」に基づく開示請求を受けた場合に開示する範囲について開示するので、個人情報保護審査会に意見を求める予定はありません。
32	愛西市	2件該当者があり、その申請書のコピーを持参し、通知することもなく直接本人と面接をした。非開示とした部分はなく、内容についてはすべて開示した。	不正取得のような犯罪的なものであれば、被害者側に開示できる部分はすべてそれに応えることが望ましいのではないか。	今回の事例は、犯罪被害者により審査会の開催はなし。（本人通知実施要領により）
33	清須市	電話での対応とし、開示請求があっても氏名等は公表しない一部開示とします。	個人が特定されない範囲とします。	本市は未だ実例がありませんが、無論、審査会の意見を踏まえた上での実施となります。
34	北名古屋市	本市は1件本人通知をした実績あり（当職務上請求書が裁判の資料となり、有罪が確定したため、本人通知を行い、公判で明らかになった事実、及び報道等で公にされている事実の範囲において公開した。）	八業士の職務上請求書に係る開示については、依頼人氏名や依頼人を識別することができる情報を除き開示できる方向にあるのではと思われる。実際には、各市町村の個人情報保護条例に照らして対応する他、個人情報保護審査会の意見を聴いて対応する必要があると思われる。また、全国的な自己情報のコントロール権の動向に注視して、開示範囲を検討していく必要があるのでは。	審査会へ直接の意見具申はないが、審査会委員の顧問弁護士へは意見を尋ねている。 審査会の招集に当たり、意見具申の内容によっては、その招集に無理がある場合がある。
35	弥富市	不正取得に関する一連の経緯、不正取得された日時、不正取得者の氏名（特定事務受任者の場合は事務所所在地） 面談の場合は必要により、用いられた交付申請書を開示する。	市情報公開条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）により、申請書までの開示はできるが、必要に応じて最小限にとどめる。	事例がなく、意見を求めたことはないが、必要に応じて聞くことになる。

市名		①不正取得による本人通知した場合の対応	②自己情報のコントロール権の及ぶ範囲の解釈	③情報公開、個人情報保護審査会への意見聴取状況
36	みよし市	本市では不正取得による本人通知の実施要領を定めていませんでしたが、今回のプライム事件については、県からの平成25年3月1日付けの通知及び通知しなかった場合の本人の不利益の発生の市の責任等を検討した結果、要領を定めて通知するとの判断で平成25年4月1日施行で要領を制定しました。 現段階では、通知をしていませんが、要領を受けて本人への通知の流れを定めています。電話では、不正取得された事実のみを伝え、本人の希望により面談とみよし市個人情報保護条例の規定による開示請求を行っていただくこととしています。	みよし市個人情報保護条例第18条で不開示情報を規定しており、これ以外のものは開示します。 住民票の写し等の交付申請書の開示請求は、今までも数件ありましたが、代理人の請求に関しては、その者の生年月日、印影、免許証番号等の本人確認情報を不開示情報として扱うこととしています。 また、職務上請求書については、依頼者の氏名、請求する法人の社印を不開示情報としています。	みよし市個人情報保護条例では、不正取得者の氏名等をその申請書等をもとに本人に通知することは、市が保有する個人情報の目的外利用、提供となり禁止されています。 そこで、本市の実施要領の制定にあたっては、同条例に規定する個人情報保護審査会の意見を聴かなくて済むように不正取得の事実のみを通知し、その後の手続として同条例で規定されている開示請求の手続を本人に行っていただき、申請書等の関係書類を開示することによって不正取得者の氏名等を確認いただくこととしています。 従って同審査会には、意見を聴かずに本要領を制定しましたが、本人通知をする前に要領の制定と通知の実施予定を報告しておいた方がよいとの判断から本年5月7日に報告をいたしました。 審査会としては、「罰金刑に処せられ確定した事実を確認した場合」は、よいが、今回のみよし市の案件は、「愛知県その他関係団体からの情報提供を受け、その事実を把握した場合」であり不安であるという意見でした。あくまで公訴事実に記載されて判決で確定したものでなく、余罪かどうかも分からない、本人が否認すればそれだけですとの意見もありました。 この審査会の意見を受けて再度内部で検討したところ、今回の本市の案件については、推認の域を出ないものであるため、審査会の意見を尊重し本人通知を実施しないこととしました。
37	あま市	不正取得の事実のみを通知	開示請求者に記載された請求者の氏名が同一の場合は、請求書を全面的開示する。開示請求者と請求者の氏名が異なる場合は、請求書に記載された請求者氏名、住所及び請求理由の記載部分を除外して開示する。（ただし裁判で有罪が確定した場合、依頼者と職印以外は開示）	あま市は審査会に意見を求め、その後施行されている。
38	長久手市	未実施	未実施	未実施